



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	キ ョ ウ デ ン
代 表 者 の 代 表 取 締 役	社 長	山 口 鐘 譚
役 職 氏 名		(コード番号：6881 東証第2部)
連 絡 者 の	管 理 本 部 長	矢 澤 昭 人
役 職 氏 名		
電 話 番 号	0 4 5 ( 9 2 9 )	0 5 0 1

## 「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴うものであり、主な改定部分につきましては、下線を引いております。

### 記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社および当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー(企業行動理念)を定め、コンプライアンス委員会を中心とする研修等により、全役職員に周知徹底させる。
  - (2) 当社および当社グループの使用人から通報相談を受け付ける社内・社外(弁護士)の通報相談窓口(ホットライン)を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を防止する。
  - (3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
  - (4) 内部監査室が当社および当社グループの内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 重要な意思決定および報告に関する情報、文書の取扱は、「文書取扱規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。
  - (2) 当社および当社グループの情報セキュリティについては、当社の情報システム部門が「情報システム管理規程」に基づきこれにあたる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクの管理については、「リスクマネジメント規程」に基づき設置されたリスクマネジメント委員会の運用により対応するものとする。
  - (2) 各事業部門は、定期的にリスク調査結果をリスクマネジメント委員会へ報告し、リスクマネジメント委員会は重点管理リスクを、取締役会へ必要に応じ報告する。
  - (3) 当社および当社グループの経営に重大な影響を与えるような事態が発生した場合は、当社の代表取締役

社長を本部長とした対策本部を設置し、必要な対策を実施し、損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復を図る。

- (4) 当社および当社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、各社におけるリスク管理担当部署が当社のリスクマネジメント委員会と連携して行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループは、経営機能の強化および取締役会における経営意思決定の迅速化を図るとともに、事業執行機能を強化するため執行役員制度をとる。取締役会は、経営戦略の策定および業務執行の監督機能の充実に努める。
- (2) 取締役会は、月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定する。
- (3) 取締役会は、「経営計画管理規程」に従い、経営計画の進捗管理を行うとともに、取締役会の議事を充実させるよう経営会議において事前に検討を行い、効率的な業務の執行を図る。
- (4) 当社は、毎事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定め、その進捗を管理する。

#### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- (2) 当社グループの管理は、「関係会社管理規程」に従い当社管理本部長が統括し、当社グループと連携・調整を図り、協力してこれを行う。
- (3) 当社グループには、必要に応じて取締役または監査役として、当社の取締役または使用人を派遣し、業務の適正を確保する。
- (4) 当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
- (5) 内部監査室は、当社および当社グループの内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。

#### 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を制定するとともに、財務報告に係わる内部統制の構築、評価および報告に関し適切に運用するものとする。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は監査役の指示に従いその職務を行う。

#### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役付の独立性を確保するため、監査役付の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。
- (2) 監査役付の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。
- (3) 監査役付は、当社および当社グループの業務の執行に係る役職は兼務しない。

#### 9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

- (1) 代表取締役および業務の執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

- (2) 当社および当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第各社の監査役に対し報告を行う。
- ① 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのあるもの。
  - ② 社内外へ環境、安全、衛生または製品において重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの。
  - ③ 企業行動基準、各種規程への違反で重大なもの。
  - ④ その他上記①～③に準ずるもの。
- (3) 内部監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく監査役に報告する。
- (4) 当社グループの内部通報制度担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、直接もしくは各グループの取締役または監査役を通じて、当社監査役に対して報告する。
- (5) 当社および当社グループの取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役と定期的に意見・情報の交換を行う。
- (2) 監査役は当社グループの監査役と定期的に意見・情報の交換を行う。
- (3) 監査役は会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行う。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上